

坂井市コミュニティバス「フリー降車」の本格実施（継続）について

平成24年10月1日から平成25年3月末まで下記4ルートで試行している坂井市コミュニティバスの「フリー降車」について、平成25年4月以降、本格実施として継続する。

(1) 実施時期 平成25年4月1日（月）～

(2) 実施ルート ①十郷関ルート ②坂井西部ルート  
③加戸ルート ④浜四郷ルート

(3) 実施区間 別紙運行経路図のとおり  
※実施区間であっても、交差点付近や見通しの悪いカーブ、駐停車禁止箇所等ではフリー降車を実施しない

(4) 降車方法及び安全対策等  
試行期間中と同様とする

○試行期間（平成24年10月1日（月）から平成25年2月末）のフリー降車実績

実施ルート		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	停留所数	備考
									フリー降車可能区間停留所数	
加戸	利用者数	155	192	212	177	147		883	29	加戸西、加戸東、運動公園、池上区民館、平山北、鐘場
	フリー降車数	3	8	7	4	2		24	23	
浜四郷	利用者数	244	238	251	244	199		1,176	29	西幼稚園、米納津大願寺前
	フリー降車数	0	1	1	2	0		4	17	
十郷関	利用者数	82	94	75	74	91		416	28	安光、中宮領西宮領、長屋
	フリー降車数	2	0	1	3	3		9	22	
坂井西部	利用者数	32	46	42	20	18		158	19	相生(朱雀横)
	フリー降車数	1	3	0	0	0		4	9	
合計	利用者数	513	570	580	515	455	0	2,633	105	
	フリー降車数	6	12	9	9	5	0	41	71	

坂井市コミュニティバス「フリー降車」の実施について

1. 目的

自宅や目的地からバス停留所が離れている場合、高齢者、身障者、荷物を持った人等について移動が困難な場合がある。そのため、こうした利用者の利便性の向上を図るため、フリー降車制度を実施する。

2. 開始時期

平成24年10月1日(月) 始発より

3. 実施ルート

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 十郷関ルート | (2) 坂井西部ルート |
| (3) 加戸ルート  | (4) 浜四郷ルート  |

4. 実施区間

別紙運行経路図のとおりとする

※実施区間であっても、交差点付近や見通しの悪いカーブ、駐停車禁止箇所等ではフリー降車を実施しない

5. 降車方法

- (1) フリー降車希望者は、乗車時に「〇〇停留所と△△停留所間の□□付近でフリー降車したい」と乗務員に申し出
- (2) 乗務員は、停車する前に、他の乗客に対しフリー降車のため停留所以外で停車する旨を伝える。  
※停車場所は、降車希望場所付近で、乗務員が安全と判断した場所とする

6. 安全対策

(1) バス車内

車内事故防止のため、降車方法の掲示、乗務員による案内を行う

(2) 後続車両

後続車両への注意喚起として、運行車両の車体後部に「フリー降車実施により、停留所以外で停車する場合がある」旨の掲示を行う